# 健康保険組合からのお知らせ(一部負担金等の免除期間の延長等)

## ―東日本大震災により被災された皆様へ―

ジェイアールグループ健康保険組合

東日本大震災により被害にあわれた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。 さて、被災日以降実施されてきた一部負担金等の免除措置について、令和3年3月以降の免除 対象者及び免除対象期間が、下記のとおりとなりましたのでご連絡いたします。

## 1. 一部負担金(\*1)を除くの免除対象者及び期間について

HENCE TO CONTRACT				
	標準報酬月額(*3)		免除対象期間	
避難区域等			令和2年3月1日~	令和3年3月1日~
			令和3年2月28日	令和4年2月28日
帰還困難区域等	上位所得層	53 万円以上	0	0
(注 1)	一般所得層	53 万円未満	0	0
旧避難指示区域等	上位所得層	53 万円以上	対象外 (*2)	対象外 (*2)
(注 2)	一般所得層	53 万円未満	0	$\circ$

- (注1) **帰還困難区域等【**①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域】の3つの区域をいう。
- (注 2) 旧避難指示区域等【平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む) 平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)】の区域等をいう。
- (\*1) 「柔道整復(接骨院等)や鍼灸・マッサージの施術」「治療用装具の作成」「保険証を提示せず受けた診療」などに係る一部負担金相当額や標準負担額(入院時の食事代)は、免除対象となりませんのでご注意ください。
- (\*2) 令和3年2月末時点で、一般所得層から上位所得層に変更となった場合は、一部負担金免除対象となります、 なお、上位所得層となる被保険者と判断したうえで、令和3年9日1日以降は免除証明書を返納となります。
- (\*3) 令和3年3月1日以降、標準報酬月額が改定され、上位所得層から一般所得層に変更となった場合には、免除 対象者として再認定とすることとなります。

#### 2. 免除証明書の交付方法

- (1) 継続交付 申請は不要
  - 一部負担金等免除対象者の方に対し、有効期限を延長した「健康保険一部負担金等 免除証明書」(以下「免除証明書」という。)を交付(事業主経由)します。
- (2) 新規交付 「健康保険一部負担金等免除申請書」に「罹災証明書(写)」を添付の上、(事業主経由)で当健保宛に申請してください。

## ○「免除証明書」の返納について

現在お手元にある令和3年2月28日まで有効期限の免除証明書を、速やかに返納してください。 (健保事務センター NTT03-5334-1029 平日10:00~17:00)